

いきいきスポーツデリバリー実施要領

1 目的

市民が気軽に運動・スポーツを楽しめる環境の充実を図るため、スポーツに関する指導者を登録し、地域、職域、各種団体及びスポーツクラブ等の派遣要請に対し、適切な指導者を年度内に1回派遣し、スポーツに触れ合う機会をつくる。

2 指導者の登録

(1) スポーツ指導者

運動・スポーツ活動の普及推進を図るため、満20歳以上で経験年数10年以上又は指導歴が5年以上の者、尚且つ次の各号のいずれかの登録区分に該当し、事業に積極的に協力できる者とする。

【登録区分】

- ① 健康維持に関する運動系（ヨガやストレッチなど）
- ② 体の改革トレーニング系（自分の体重を活かした筋力アップや体幹トレーニングなど）
- ③ 年齢に応じた運動系（幼児期から高齢者までの体力アップに関する運動など）

(2) 指導者の登録

- ① 指導者として登録を希望する者は、いきいきスポーツデリバリー指導者登録申請書（様式第1号）を宮崎市スポーツ協会（以下「本協会」という。）に提出する。
- ② 本協会は、登録申請書を受理したとき、指導者として適切か審査し、その結果を登録承認通知書（様式第2号）にて通知する。
- ③ 本協会は、登録が決定した指導者を指導者名簿に記載する。
- ④ 暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切な行為が確認された場合は登録を抹消する。

(3) 登録の変更等

指導者は登録事項に変更が生じた場合、すみやかに本協会に連絡するものとする。また、登録の辞退を希望する場合は、辞退届書を本協会に提出する。

3 指導者の派遣

(1) 派遣対象

派遣対象は原則として、市内に在住・在勤又は在学する5名以上で構成された団体（企業含む）・グループが申請（以下「申請団体」という。）することができる。

(2) 申込方法

申請団体は原則として、実施希望日1か月前までに、いきいきスポーツデリバリー申込書（様式第3号）を本協会に提出する。

(3) 決定

- ① 本事業の申込みがあったときは、内容・日程等を確認し、申請内容に適した指導者を選定し、いきいきスポーツデリバリー決定通知書（様式第4号）を申請団体に通知する。
- ② 申請団体は決定通知書が届き次第、通知書に記載のある指導者に対して、直接連絡し、事前打合せ等を行うものとする。

(4) 経費

- ① 指導者への謝金は、1回7,000円（交通費込み）とする。申請が年度内初回の申請団体においては、本協会にて負担する。
- ② 会場等は申請団体で手配するものとし、会場使用料及びその他、本事業に要する諸経費は申請団体の負担とする。

(5) 実施報告

申請団体は全ての事業終了後、2週間以内にいきいきスポーツデリバリー報告書（様式第5号）を本協会に提出しなければならない。

(6) 謝金の支払い

- ① 本協会は実施報告書類の確認後、指導者に対して講師謝金請求書（様式第6号）の提出を依頼する。
- ② 指導者は本協会より連絡があり次第、請求書を提出するものとする。本協会は請求書を受理した場合には、指定された口座へ振り込みにより謝金の支払いを行う。

(7) 保険及び損害賠償について

申請団体は本事業の受講者をスポーツ保険等に加入させるとともに、本事業の活動により受講者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、本協会において定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。